

平成18年度（2006年度）第9回横須賀市情報公開審査会  
「公文書公開制度の一部見直し（第6回）」議事録

- ・ 日 時 平成19年1月26日（金）10:00～11:20
- ・ 場 所 横須賀市議会第4委員会室
- ・ 出席委員 原田委員長、三浦委員、遠藤委員、木村委員、千賀委員
- ・ 実施機関 行政管理課 室井主査、依田主任  
（事務局）
- ・ 傍 聴 者 なし

1 開 会

2 議 題

(1) 公文書公開制度の一部見直しについて

各委員の意見

< 2 利用者の責務（5条関係）の明確化について >

・説明部分の冒頭は「また、権利の濫用は許されない旨を規定している。」としたらどうであろうか。権利の濫用とはそもそも抽象的なものであり、具体的な判例を集積することにより常識的な視点から法的な該当性を把握しているのだと思う。そのため、定義がされていないことは当然のことであるとも思う。また、1段落目の文末については、「そこで、現実の運用をふまえ、公文書公開制度に関しては例えば次の事項が該当するのではないかとと思われる。」に変更した方がよいと考える。具体例に関しては、の表現では権利の濫用の事例としては明確にはならないと思う。

・1段落目の中に「事務遂行能力を減殺させる等の明白な害意」又は「業務の停滞を図る等の明白な害意」というような文章を入れ、例示の中にはより具体的なものを挙げるのはどうであろうか。

・仮にの記述を残すならば、害意の説明が必要ではないか。例えば、特定の個人への誹謗中傷、市の業務の停滞を図る等の明らかな害意の具体例を挙げればよいのではないか。

・条例の目的は、一般的に各自治体では「説明責任」となると思うが、横須賀市はそのほかに「市民の知る権利を尊重する。」及び「市民と市との協働による公正で民主的な街づくりの推進に寄与する。」とある。今までは、公文書公開請求において取得した公文書の利用目的を問わないとしてきたことは、この知る権利を尊重していく現われであろう。請求権は認めるが、公文書を取得する目的で制約することは矛盾することになると思う。そのため、請求する理由は様々であると思うが、公文書公開制度において、取得した公文書をどのように利用するかについては別の次元の問題だと思う。個人的には、条例で制約することは、条例の趣旨に影響を与えることになると思う。制度の運用場面において、果たして請求段階で請求目的が商業的目的であるとして拒否することが可能なであろうか。行政財産を無許可で自己の営利目的のために使用しているということから、財産管理の視点からこのような使用は不適正であるとする別の制度を構築した方がよいのではないか。しかし、条例で拒否を行うというのであれば、市は財産としてきちんと管理していることが必要であり、公文書公開制度というものを利用して、一種の抜け道的な利用で情報を取得し請求者が情報を利用することは許されないという考え方になると思う。拒否処分を行

うのであれば、利用者の責務に規定するのではなく、拒否処分を行うことができる根拠となる別の明確な規定を設ける必要があると考える。

・請求を拒否するという事は直接的には条例化できないのではないかという意味合いは原案にも盛り込まれていると考えている。現在の答申案は、「請求を拒否するような場合もふまえて利用者の責務の規定内容を厳格なものとし適正な利用を担保する必要がある。」としている。拒否処分をふまえれば、利用者の責務をきちんと果たしているかどうかをまず考えるということを示している。適用除外以外の公文書については、条例で何人でも請求できるにもかかわらず、公開した文書の利用目的により規制することもありえることについて、同じ条例の中で記述することの困難さは理解できるところではある。

・条例の目的が前提であり、条例の目的を超えるものは権利の濫用としてある程度制限することはやむを得ず、それは請求権の制限ではなく権利の行使に内在する性格によることと考えるならば、目的を制限することにはならない。内在的制約として必然的にそれらの制限は含まれる。その具体例が原案の三点である。権利の濫用をあげることが制限につながるということではないと思う。例としてあげており、また、文末は「思われる。」と結んでいる。

・本質的なところを議論した方がよいのではないか。商業的目的による請求が制限されるべき対象となるのか否か、商業的目的はどの範囲を商業的目的と考えるのか、また、利益を得るといふ範囲をどのように考えるのか。本件の大量請求問題は現状を踏まえて不適正であると考えてはいるが、一般論として考えた場合、商業的目的による請求は許されないものなのかということになり悩ましいものと考えている。

・利用者の責務において、商業的目的による請求は不適正であると規定するのであれば、拒否処分を行わないと意味が無いのではないか。それらが規定されないと実行性がないものとなる。商業的目的が不適正という考え方であるならば、拒否処分に関する規定が必要と考える。

・商業的目的の範囲を厳密にして記載したらどうであろうか。

・取得した公文書を販売に利用する場合は、市に許可を受けてから行うことが必要であると思う。しかし、公文書公開制度を抜け道として利用しているということに対しては、答申に記述することは可能ではないかと思う。

・商業的目的による請求を全て規制することはできないと思う。高額納税者の公示リストを公文書公開制度を利用して取得しダイレクトメールを送付するという事例があるが、その事例と財産ともいえる公文書を転売するような事例とは商業的目的とはいえ明らかに異なるものだと思う。原案で示しているものは、商業的目的を一律に拒否するものではなく、権利濫用の例示としている。商業的目的のために公文書を間接的に利用すること、又は、知る権利を制限するようなことはできないと思う。行政財産として商業的にも価値あるものについては一定の対価を負担すべきであり、対価を支払わずに取得するということは市民の視点からも許されるものではなく、条例の目的の範囲の取扱いではない。

・ダイレクトメールを送付するために公文書公開制度を利用するという事も条例の目的を超えるといえれば超えるとも思う。

・「市民と市との協働による公正で民主的な街づくりの推進に寄与する。」という条例の目的があるが、例えば豊かな生活を目指して、市民がダイレクトメールを送るために公文書公開制度を利用するという事は条例の目的の範囲内と考えることができるのであればよ

いのかもしれない。しかし、公開制度を利用し取得した情報を転売するようなことは、別次元の問題だと考える。

- ・ 商業的目的による利用は、現在の大量請求の課題も含めて、何かしらの制約を必要とするということは、全委員の共通の考え方であると思う。
- ・ 商業的目的の利用の許容範囲を定義することが難しい。
- ・ 例えば、学術書を出版するときに公開制度を利用して情報を取得したものを転載して当該書籍が多数売れた場合にはどのように考えるか。
- ・ 情報公開として限定するのではなく公文書という全体の枠組みにおいて、商業的目的の利用の定義も含め適正な利用を図るということ、別の条例の中で規定する必要があるという考えを答申することも考えられる。
- ・ 商業的目的で請求を行い当該情報を明らかに転売し利益を得ることに対しては、情報公開条例により制限できるという趣旨は答申には必要であると思う。
- ・ の記述は必要ではないかと考える。ただし、「今後、市は、権利の濫用と認められるような場合には、当該請求者に対して拒否処分を行うことも考える必要がある。」を削除したらどうか。
- ・ は不適切な請求であるということを示す必要があるのではないかと考える。ただし、それを根拠に拒否処分できるという記述までは難しいのかもしれないが、このような事例が本件審議に至った最大の要因となっている現実をふまえる必要がある。
- ・ 特定の文書については、答申案にある他の方策を市が実施することで、現行の大量請求の課題については対応できると思う。
- ・ 理念的なものになるのかもしれないが、現在の商業的目的による大量請求は容認できるものではないということを示す方がよいと考える。
- ・ 条例5条の利用者の責務についてどのようにするかを議論している中で、利用者の責務から派生する様々なことを明記したいという思いから本質の議論から少し離れてしまっていると思う。利用者の責務の中で、拒否できる旨の条文を規定するべきであると答申したとしても、利用者の責務の条文において明記することは難しいと思う。答申における利用者の責務の中では、権利の濫用の例示は明記するが、拒否を行うかどうかについての明記はしなくてもよいのではないかと考える。

#### (答申の方向性)

説明部分については一部修正を行い、次回審議することとする。

#### < 4 公表されている公文書の適用除外(15条関係)について >

- ・ 答申案の「図書館、博物館及び美術館等以外の市の施設において」の記述であるが、説明部分にある「官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの。」及び「図書館、博物館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、又は管理されている図書等で一般の利用に供されているもの。」との関係がわかりにくい。
- ・ 答申案にある記載内容と説明部分にある記載表現が重複し理解しにくいものとなっているのではないかと考える。

**(答申の方向性)**

答申案及び説明部分について一部修正を行い、次回審議を行うこととする。

次回審査会においても継続審議を行う。